

競争入札と契約変更、随意契約

令和 7 年 6 月 24 日

筑波大学 楠茂樹

1 元契約の契約変更はどの範囲で許されるか？

- ・会計法や地方自治法には「契約変更」に関する規定は存在しない
- ・当然、一定の制約はある（はず）
- ・どのような場面で契約変更は認められるか（認められないか）？

1) 元々の契約における適正さの担保

2) 後から追加した部分に求められる適正さの担保

視点（考慮要素）：

- ・前後における契約内容の一体性（関連性）

「一般に、国の契約における契約内容の変更は、契約の同一性を失わない範囲で行うものとされており、また、契約の同一性を失わない範囲であるかどうかについては、個別の契約の内容に照らして判断することとされている。」（上記会計検査院検査報告）

- ・契約変更の必要性の大きさ

（公共調達最終的な目標である国民の利益の観点から、契約変更が可能な射程を考える）

- ・元々の競争入札における競争要素への影響

（規模や仕様等の大幅変更は、当初入札における他の業者の競争行動にも大きな変化）

- ・変更の変更を認めないこと（契約解除→競争入札のやり直し）による損失（コスト）の大きさ

（参考）

「デジタル庁調達手続マニュアル」（令和 7 年 1 月最終更新）

→当初の契約と契約の同一性が失われておらず、当初契約では予想できなかったものであることを原則とし、金額の増加により WTO 対象案件になることなど、各種法令に抵触しないことが前提としつつ、以下の指針を示す。

※変更契約のルール

① 会計年度における、現契約に対する変更契約が 2 回目以内であること、かつ、変更に伴う増額見込額が現契約金額の 40%以内であること。

② 閣議決定により策定された施策により、既存契約に変更が必要となること

※上記①②で難しい場合は「真にやむを得ない」理由があること。

○利用機関・連携システムの事情、もしくは資材高騰や長期的な欠品などの他動的要因によるもの

○地震、津波、台風などの自然災害により国民の生命や安全に関するもの

○災害以外で国民生活に多大な悪影響を及ぼすもの

○国家の安全保障にかかわるもの

→同一性（一体性）、合理性、必要性、予測不可能性が強調されている点がポイント

2 ある業者との契約変更が困難→当該業者への追加の随意契約？

- ・ 随意契約を行うことの国民の利益
- ・ 随意契約を認めないことによる損失（コスト）の大きさ
- ・ 随意契約理由の存在（会計法、予算決算及び会計令等）

（参考）

予算決算及び会計令 102 条の 4：

「各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。（中略）

四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。

イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。（後略）」

* 緊急随意契約、競争を許さない場面での随意契約は財務大臣との協議は不要（同 3 号）

3 最近の動き

・ 国土交通省、契約変更に係る透明性確保の方針

令和 7 年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、国土交通省直轄工事において（大幅な増額変更等を行う）契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する仕組みを導入（令和 7 年 2 月 28 日）

・ 公共工事品質確保法（平成 17 年法律第 18 号）21 条の新設（令和 6 年改正）

「条発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。」

→これまでの、契約変更によって工事をさせていた実務を変更し、こちらの手続きに乗せて随意契約を実施

4 関連する事項について

請負契約をめぐる最近の動きについて

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房等、令和 3 年 12 月）

- ・ 令和 6 年建設業法改正

- 費用高騰時における受発注者間での誠実な交渉

- 労務費を割り込む不当に低い対価での契約等の禁止

- ・ 優越的地位濫用規制をめぐる公取委の積極姿勢

- 費用高騰時において契約変更に応じない（向き合わない）当事者への同規制の適用示唆、関連したアドボカシー活動

（付記）引用文中の下線部は筆者によるものである。